議案第99号

北はりま定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

地方自治法第96条第２項の規定による多可町議会において議決すべき事件を定める条例の規定により、西脇市及び多可町の間における定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求める。

令和２年12月４日提出

多可町長　吉　田　一　四

北はりま定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と多可町（以下「乙」という。）は、平成22年10月６日に締結した北はりま定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

別表第１第３項中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同項に第１号として次の１号を加える。

⑴　学校教育環境の充実

取組の内容	新たな教育課題や少子化などの教育を取り巻く環境の変化に対応するため、学校教育等に係る広域的な連携体制を構築し、学校教育環境の充実を図る。
甲の役割	１　教職員の人材育成や課外活動等の連携体制の構築に向け、連絡会議を設置し、必要な調査研究を行うとともに、学校教育等に係る事業を共同で実施する。
乙の役割	１　教職員の人材育成や課外活動等の連携体制の構築に向け、甲が設置する連絡会議での調査研究に協力するとともに、学校教育等に係る事業の共同実施に協力する。

別表第１第４項第２号及び第３号を次のように改める。

⑵　商工業の振興

取組の内容	地域経済を牽引する商工業の振興を図るため、圏域共通の地場産業である播州織をはじめ、地域に根ざして活動する事業者への支援を圏域一体で取り組む。
甲の役割	１　圏域で一体的な活動を行う商工団体を対象に、自治体の枠組みを超えた支援を行う。 ２　共通する産業資源をテーマに、連携して事業者支援を行う。 ３　地域の中小企業・小規模事業者を対象に、地域の支援機関が必要に応じて連携し、持続的な成長に向けた支援

	を行う。
乙の役割	1　甲と連携し、圏域で一体的な活動を行う商工団体を対象に、自治体の枠組みを超えた支援を行う。 2　甲と連携し、共通する産業資源をテーマにした事業者支援を行う。 3　甲と連携し、地域の中小企業・小規模事業者を対象に、地域の支援機関が必要に応じて連携し、持続的な成長に向けた支援を行う。

⑶　鳥獣被害防止対策の推進

取組の内容	野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、圏域における鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲した野生鳥獣の有効活用に取り組む。
甲の役割	1　鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、乙によるシカ肉加工施設の運営支援に協力するとともに、販路開拓等を通じた消費拡大を促進する。
乙の役割	1　鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、シカ肉加工施設の運営を支援するとともに、販路開拓等を通じた消費拡大を促進する。

別表第１第５項第２号中「及び関係自治体」を削り、「みどり園の運営」を「ごみ処理施設の整備及び運営」に改める。

別表第２第１項第１号を次のように改める。

⑴　地域公共交通ネットワークの維持及び強化

取組の内容	圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内のバス事業者を支援するとともに、甲及び乙が運行するコミュニティバス等の利便性の向上に取り組む。
甲の役割	1　バス交通等の維持、利便性の向上に向けた調査研究を行う。 2　乙及び関係自治体と連携して、路線バスの維持に向け

	た必要な支援を行う。 3　圏域を運行するバス交通等の新設・変更に当たっては、乙及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整する。
乙の役割	1　バス交通等の維持、利便性の向上に向けた調査研究を行う。 2　甲及び関係自治体と連携して、路線バスの維持に向けた必要な支援を行う。 3　圏域を運行するバス交通等の新設・変更に当たっては、甲及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整する。

別表第２第２項第１号を次のように改める。

⑴　幹線道路の整備

取組の内容	円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域の主要な道路交通ネットワークの形成に向けた整備促進に取り組む。
甲の役割	1　国道427号の整備促進に向けた取組を乙と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。 2　自転車ネットワーク等の整備に向けた取組を乙と連携して行う。
乙の役割	1　国道427号の整備促進に向けた取組を甲と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。 2　自転車ネットワーク等の整備に向けた取組を甲と連携して行う。

別表第２中第３項を削り、第４項を第３項とし、第５項を第４項とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　西脇市郷瀬町605番地
西脇市
西脇市長　　片　山　象　三

乙　多可郡多可町中区中村町123番地
多可町
多可町長　　吉　田　一　四

新旧対照表（北はりま定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定）

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第３条関係）
生活機能の強化に係る政策分野
３　教育・文化
⑴　学校教育環境の充実
<table>
<tr><td>取組の内容</td><td>新たな教育課題や少子化などの教育を取り巻く環境の変化に対応するため、学校教育等に係る広域的な連携体制を構築し、学校教育環境の充実を図る。</td></tr>
<tr><td>甲の役割</td><td>１　教職員の人材育成や課外活動等の連携体制の構築に向け、連絡会議を設置し、必要な調査研究を行うとともに、学校教育等に係る事業を共同で実施する。</td></tr>
<tr><td>乙の役割</td><td>１　教職員の人材育成や課外活動等の連携体制の構築に向け、甲が設置する連絡会議での調査研究に協力するとともに、学校教育等に係る事業の共同実施に協力する。</td></tr>
</table>
⑵　文化・スポーツ活動の振興
略
⑶　文化財の保護及び利活用
略

４　産業振興
⑵　商工業の振興
<table>
<tr><td>取組の内容</td><td>地域経済を牽引する商工業の振興を図るため、圏域共通の地場産業である播州織をはじめ、地域に根ざして活動する事業者への支援を圏域一体で取り組む。</td></tr>
<tr><td>甲の役割</td><td>１　圏域で一体的な活動を行う商工団体を対象に、自治体の枠組みを超えた支援を行う。</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第３条関係）
生活機能の強化に係る政策分野
３　教育・文化

⑴　文化・スポーツ活動の振興
略
⑵　文化財の保護及び利活用
略

４　産業振興
⑵　播州織の振興
<table>
<tr><td>取組の内容</td><td>圏域共通の地場産業である播州織のブランド化による産地強化を図るため、新商品の開発を推進するとともに、異業種との連携による事業展開等を行い、播州織の振興に取り組む。</td></tr>
<tr><td>甲の役割</td><td>１　公益財団法人北播磨地場産業開発機構が実施する播州織ブランドの普及、圏域内外への情報発信、販路開拓に関す</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	2　共通する産業資源をテーマに、連携して事業者支援を行う。 3　地域の中小企業・小規模事業者を対象に、地域の支援機関が必要に応じて連携し、持続的な成長に向けた支援を行う。
乙の役割	1　甲と連携し、圏域で一体的な活動を行う商工団体を対象に、自治体の枠組みを超えた支援を行う。 2　甲と連携し、共通する産業資源をテーマにした事業者支援を行う。 3　甲と連携し、地域の中小企業・小規模事業者を対象に、地域の支援機関が必要に応じて連携し、持続的な成長に向けた支援を行う。

⑶　鳥獣被害防止対策の推進

取組の内容	野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、圏域における鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲した野生鳥獣の有効活用に取り組む。
甲の役割	1　鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、乙によるシカ肉加工施設の運営支援に協力するとともに、販路開拓等を通じた消費拡大を促進する。
乙の役割	

	る事業の支援を行う。
乙の役割	1　公益財団法人北播磨地場産業開発機構が実施する播州織ブランドの普及、圏域内外への情報発信、販路開拓に関する事業の支援を行う。

⑶　鳥獣被害防止対策の推進

取組の内容	野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、圏域における鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲した野生鳥獣の有効活用に取り組む。
甲の役割	1　乙と連携して、広域的かつ効果的な観点から鳥獣被害を防止する防護柵の設置及び維持管理を行う。 2　乙及び兵庫県猟友会西脇多可支部と連携して、有害鳥獣の捕獲に向けた支援を行うとともに、効果的な捕獲方法等鳥獣被害防止対策の研究開発に取り組む。 3　鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、乙とともに食肉の加工品の開発及び販売に取り組むとともに、乙が設置を推進する食肉加工処理施設へのシカの提供等必要な協力を行う。
乙の役割	1　甲と連携して、広域的かつ効果的な観点から鳥獣被害を防止する防護柵の設置及び維持管理を行う。 2　甲及び兵庫県猟友会西脇多可支部と連携して、有害鳥獣

	1　鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、シカ肉加工施設の運営を支援するとともに、販路開拓等を通じた消費拡大を促進する。

5　その他

⑵　ごみ処理業務の連携

取組の内容	圏域におけるごみ処理業務を共同で実施する。
甲の役割	1　乙＿＿＿＿＿＿と協議した負担割合に従い、ごみ処理施設の整備及び運営に必要な経費を負担する。
乙の役割	1　甲＿＿＿＿＿＿と協議した負担割合に従い、ごみ処理施設の整備及び運営に必要な経費を負担する。

別表第２（第３条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1　地域公共交通

⑴　地域公共交通ネットワークの維持及び強化

取組の内容	圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内のバス事業者を支援するとともに、甲及び乙が運行するコミュニティバス等の利便性の向上に取り組む。
甲の役割	1　バス交通等の維持、利便性の向上に向けた調査研究を行う。 2　乙及び関係自治体と連携して、路線バスの維持に向けた必要な支援を行う。 3　圏域を運行するバス交通等の新設・変更に当たっては、乙及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよ

	の捕獲に向けた支援を行うとともに、効果的な捕獲方法等鳥獣被害防止対策の研究開発に取り組む。 3　鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、甲とともに食肉の加工品の開発及び販売に取り組むとともに、食肉加工処理施設の設置を推進する。

5　その他

⑵　ごみ処理業務の連携

取組の内容	圏域におけるごみ処理業務を共同で実施する。
甲の役割	1　乙及び関係自治体と協議した負担割合に従い、みどり園の運営＿＿＿＿＿＿に必要な経費を負担する。
乙の役割	1　甲及び関係自治体と協議した負担割合に従い、みどり園の運営＿＿＿＿＿＿に必要な経費を負担する。

別表第２（第３条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1　地域公共交通

⑴　地域公共交通ネットワークの維持及び強化

取組の内容	圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内の生活バス路線を運行する事業者の支援を行うとともに、甲及び乙が運行するコミュニティバスの利便性の向上に取り組む。
甲の役割	1　生活バス路線の維持、コミュニティバスの利便性の向上等圏域のバス交通の課題解決に向けた調査研究を行う。 2　乙及び関係自治体と連携して、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。 3　甲が運行するコミュニティバスのルート変更、ダイヤ編成等に当たっては、乙及び関係機関と協議し、圏域住民の

	う調整する。
乙の役割	1　バス交通等の維持、利便性の向上に向けた調査研究を行う。 2　甲及び関係自治体と連携して、路線バスの維持に向けた必要な支援を行う。 3　圏域を運行するバス交通等の新設・変更に当たっては、甲及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整する。

2　道路等の交通インフラの整備

⑴　幹線道路の整備

取組の内容	円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域の主要な道路交通ネットワークの形成に向けた整備促進に取り組む。
甲の役割	1　国道 427号の整備促進に向けた取組を乙と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。 2　自転車ネットワーク等の整備　に向けた取組を乙と連携して行う。
乙の役割	1　国道 427号の整備促進に向けた取組を甲と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。 2　自転車ネットワーク等の整備　に向けた取組を甲と連携して行う。

	利便性が向上するよう調整を行う。
乙の役割	1　生活バス路線の維持、コミュニティバスの利便性の向上等圏域のバス交通の課題解決に向けた調査研究を行う。 2　甲及び関係自治体と連携して、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。 3　乙が運行する甲の区域内に乗り入れるコミュニティバスのルート変更、ダイヤ編成等に当たっては、甲及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整を行う。

2　道路等の交通インフラの整備

⑴　幹線道路の整備

取組の内容	円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域の主要な道路交通ネットワークの形成に向けた整備促進に取り組む。
甲の役割	1　国道 427号の整備促進に向けた取組を乙と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。 2　ＪＲ鍛冶屋線跡地道路の整備促進に向けた取組を乙と連携して行う。
乙の役割	1　国道 427号の整備促進に向けた取組を甲と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。 2　ＪＲ鍛冶屋線跡地道路の整備促進に向けた取組を甲と連携して行う。

3　地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

⑴　学校給食の地産地消の推進

取組の内容	学校給食における地産地消を推進するとともに、食に関する正しい知識を普及するため、地元食材の積極的な導入に取り組む。
甲の役割	1　学校給食への供給体制及び供給システムの整備に向け、

	3　地域内外の住民との交流・移住促進 略 4　その他 略

	連絡会議を設置し、必要な調査研究を行う。
乙の役割	1　学校給食への供給体制及び供給システムの整備に向け、甲が設置する連絡会議での調査研究に協力する。

4　地域内外の住民との交流・移住促進
略

5　その他
略